

令和2年 8月 吉日

居宅介護支援事業所 各位

通所介護事業所 つるのはら
施設長 洲上 美賀
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る報酬上の取り扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のことと、お喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、ご存じの通り令和2年6月1日に厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」(第12報)

通所系サービス事業所が提供するサービスにおいては、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分の2区分上位の報酬区分を算定する取り扱いを可能とするとの通達がございました。

当事業所におきましても、**令和2年9月1日より**介護報酬の算定を行ってまいりますのでご連絡いたします。

コロナウイルスの対応等でご多忙かとは思われますが、当施設も感染予防を徹底し利用者様に安心、安全、満足していただけるサービスを提供していく所存ですので、何卒ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

敬具

問い合わせ先

通所介護事業所つるのはら 生活相談員 山下
TEL 096-345-1101